

笠岡雇用開発協会 会 則

第一章 総 則

(名称、事務所)

第1条 本会は笠岡雇用開発協会と称し、事務所を笠岡商工会議所内に置く。

(目 的)

第2条 本会は笠岡公共職業安定所管内（井原市を除く。以下単に「管内」と言う）の産業界における中高年齢者の雇用の安定、新規学卒労働力の確保等に関する事業を行うことにより、管内の住民の福祉の向上と産業の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 雇用問題に関する調査研究及び広報活動の推進
2. 雇用問題に関する情報の収集及び提供並びに事業主の啓発
3. 高年齢者等に対する雇用問題の相談、援助
4. 新規学卒者等若年労働力の確保及び定着に関する事業
5. 大卒者等に対する管内就職促進
6. 講習講演会の開催及び参考図書を購入配布
7. 不況産業の調査及び大量離職の発生の早期把握による失業の防止並びに離職の対策に関する援助、協力
8. 労働行政に対する提言と協力
9. その他、本会の目的達成に必要な事項

第二章 組 織

(構 成)

第4条 本会は管内に事業所を有する事業主で、本会の主旨に賛同するものをもって構成する。

(役 員 等)

第5条 本会に下記役員及び顧問を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2名 |
| (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 監 事 | 2名 |
| (5) 顧 問 | 若干名 |

(役 員 選 出)

第6条 会長、副会長は理事会の互選とし、理事及び監事は総会において選出する。

顧問は、理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2ヶ年とする。

ただし、再選を妨げない。

補欠により就任したものの任期は前任者の残りの期間とする。

任期満了、又は辞任によって退任した役員は新たに選任された役員が就任するまで職務を遂行する。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は理事会を構成して主要事項を審議する。
- (4) 監事は会計を監査する。
- (5) 顧問は会長の諮問に応じ、又は会議に出席し、意見を述べることができる。
- (6) 本会は必要に応じ、部会を設けることができる。

(事 務 局)

第9条 本会の事務を処理するため、事務局を設け事務局長の外、書記を置くことができる。事務局長及び書記は会長が任免する。

第三章 会 議

第10条 本会の会議を下記のとおりとする。

- (1) 本会の会議は、総会及び理事会とする。
- (2) 定期総会は毎年1回、臨時総会は必要がある場合は会長がこれを招集する。
- (3) 理事会は必要がある場合、会長がこれを招集する。
- (4) 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。
可否同数のときは議長がこれを決する。

(審議事項)

第11条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 予算、決算及び事業計画に関する事項
- (2) 役員を選出に関する事項
- (3) 会則及び会費徴収規定の制定改廃に関する事項
- (4) その他、理事会において必要と認める事項

第12条 理事会は次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 本会の運営に関する重要な事項

第四章 会 計

(経費)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

第14条 会費は、年度当初において納入するものとしその負担額は別に定める。

(会計監査)

第15条 決算及びこれに関する会計報告は監事の監査を経なければならない。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は5月1日に始まり4月30日に終わる。

附 則

1. 本会則は、昭和46年5月1日に制定
1. 本会則は、昭和53年6月23日に制定
1. 第1条(名称、事務所)の改正規定は昭和61年5月1日から実施する。
1. 第2条(目的)、第3条(事業)の改正規定は昭和62年5月1日から実施する。
1. 第2条(目的)の改正規定は、平成19年5月1日から実施する。

会 費 算 出 基 準

(単位：円)

規 模 区 分	基 準 額	規 模 区 分	基 準 額
1～50人	4,000	401～500人	12,000
51～100人	5,500	501～700人	15,000
101～200人	7,000	701～1,000人	18,000
201～300人	8,500	1,001人以上	25,000
301～400人	10,000		